

## Ⅱ 地域保健推進



# 1 広報普及啓発

## (1) 保健所だより

保健衛生の正しい知識の普及、保健衛生活動の啓発、事業の紹介を目的として各出張所の状況に応じて次のとおり発行した。

保健所だよりの発行部数（表Ⅱ-1-1）

大島出張所	三宅出張所	八丈出張所	小笠原出張所
年 4 回 発行 1回 6,900 部	年 4 回 発行 1回 1,900 部	年 4 回 発行 1回 5,000 部	年 4 回 発行 1回 1,470 部

## (2) 事業概要

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、関係機関へ配布した。

## (3) 各町村健康まつり等への協力参加

町社会福祉協議会や村主催の健康まつり等において保健所コーナーを設置し、保健所事業を積極的に展開することで、地域保健活動への認識を積極的に深め、住民自らが健康への関心を高める機会を提供するとともに、保健所事業をPRする広報活動の場として活用した。

健康まつり等への参加状況：令和3年度は中止

# 2 情報公開

「東京都情報公開条例」が平成12年1月1日に施行され、都の情報公開制度のなかで、保健所においても住民やその他関係機関からの公文書開示請求等に対応している。

請求件数 78件

### 3 統計調査

統計法に基づく基幹統計をはじめ、地域保健対策の基礎的資料として必要とされる各種統計情報を収集し定められた関係機関へ提出している。

統計調査実施状況(表Ⅱ-3-1)

名称	目的	実施周知等	統計種別	平成		令和			
				29	30	元	2	3	4
人口動態調査	毎月発生する出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の状況を把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得る。 ※国勢調査実施年には職業・産業調査が加わる。	通年実施	全数調査 (基幹統計)	○	○	○	○(※)	○	○
国民生活基礎調査	大規模調査	3年周期	標本調査 (基幹統計)		○				○
	小規模調査	大規模調査の 中間年		○	○		中止	○	
医療施設調査	動態調査	通年実施 (翌月10日)	全数調査 (基幹統計)	○	○	○	○	○	○
	静態調査	3年周期		○			○		
患者調査	医療施設(病院/診療所/歯科診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、その診療機能を把握し、医療行政施策の基礎資料を得る。 動態調査は通年、静態調査は特定時点で行う。	3年周期	標本調査 (基幹統計)	○			○		
受療行動調査	一般病院を利用する患者について、受診の状況や受けた医療等に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政施策の基礎資料を得る。	3年周期	標本調査 (一般統計)	○			○		
医師・歯科医師・薬剤師等調査	医師、歯科医師及び薬剤師等の従事場所及び診療所科名等による分布を明らかにし、医療行政及び公衆衛生行政施策の基礎資料を得る。	2年周期	全数調査 (一般統計)		○		○		○
21世紀成年者縦断調査	結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎年実施 ※H21年から 本人に直送	標本調査 (一般統計)	-	-	-	-	-	-
中高年者縦断調査	健康、就業、社会活動について、意識面、事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎年実施 ※H21年から 本人に直送	標本調査 (一般統計)	-	-	-	-	-	-
社会保障・人口問題 基本調査	社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を得る。5つのテーマを5年周期で行っているが、令和4年は「全国家庭動向調査」及び「生活と支え合いに関する調査」の実施年である。	毎年実施 (5つの テーマを 5年周期)	標本調査 (一般統計)	○	○		中止	○	○
業務報告	局事業の数量的把握を図るとともに、局の施策の基礎資料とする。 地域保健・健康増進事業報告 衛生行政報告例	通年実施	各町村及び 各出張所 (一般統計)	○	○	○	○	○	○

## 4 教育・研修

### (1) 衛生教育

保健所では、保健衛生に関する理解と関心を高め、健康で快適な日常生活を過ごせる地域づくりを目的に、地域住民・営業者・関係機関等を対象とした講習会等を通じ、衛生教育を行っている。

衛生教育実施状況 (表Ⅱ-4-1)

単位：回数（参加人数）

	結核・感染症	精神	難病	母子	成人・老人	栄養・健康増進	食品	環境	その他
合計	23(246)	6(110)	3(36)	2(25)	-	29(453)	39(837)	16(681)	9(9)
大島出張所(計)	9(107)	1(14)	-	-	-	21(376)	19(476)	11(485)	9(9)
大島出張所	3(53)	-	-	-	-	12(230)	10(332)	6(370)	-
新島支所	3(9)	-	-	-	-	2(58)	3(56)	2(53)	9(9)
神津島支所	3(45)	1(14)	-	-	-	7(88)	6(88)	3(62)	-
三宅出張所	1(14)	2(30)	1(8)	-	-	1(8)	9(100)	3(68)	-
八丈出張所	-	1(21)	2(28)	-	-	4(34)	8(201)	2(128)	-
小笠原出張所	13(125)	2(45)	-	2(25)	-	3(35)	3(60)	-	-

### (2) 研修・実習生の受け入れ

保健医療関係者の公衆衛生についての理解を深めるため、大学等の依頼に基づき研修生や学生を受け入れ、保健所の事業説明や公衆衛生活動の実践指導を行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

出張所名	対象者	実施月日	受入数	内容
-	-	-	-	-

## 5 補助金審査事務

各種補助金の交付申請書等の審査を通じて、管内町村の地域保健活動の状況等を把握し、町村との連携・支援の強化に資することを目的に、各種補助金の審査業務を行っている。

補助金審査事業実施状況 (表Ⅱ-5-1)

補助事業名	申請町村
健康増進法等による健康増進事業	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村の9町村
定期予防接種	
医療保健政策区市町村包括補助事業 (休日急病診療事業を含む)	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、小笠原村の8町村

## 6 関係機関連携

関係機関連携（表Ⅱ-6-1）

出張所（町村）別		内 容	備 考
大島出張所	大島町	大島管内町村保健師業務連絡会（※大島出張所管内合同） 大島町保健師業務連絡会 大島町養護教諭会 大島町立学校結核対策委員会 大島町要保護児童対策地域協議会及び実務者会議 大島町就学支援委員会 大島町高齢福祉包括地域ケア会議 大島町高齢者虐待防止地域連絡委員会 大島町障害者自立支援協議会 大島町引きこもりグループ連絡会 大島町地区別懇談会 大島町災害者支援連絡会 黒潮作業所入所判定委員会 大島医療センター運営協議会 民生児童委員等大島地区連絡協議会 大島管内栄養業務担当者連絡会（※大島町・利島村合同） 大島町栄養士会	
	利島村	利島村保育園連絡会 利島村診療所連絡会 利島村民生委員連絡会 精神事業（イブニングケア）	
	新島村 （新島支所）	官公庁連絡協議会 新島村民生・児童委員協議会 式根島ケア会議、新島ケア会議 新島村介護認定審査会、新島村障害支援区分判定等審査会 児童関係機関新島地区連絡協議会 新島村要保護児童対策地域協議会代表者・実務者合同会議 新島村養護教諭部会 新島村・保健所保健師連絡会 新島村保健・医療・福祉地域関係者会議（令和3年度中止） 新島村行政栄養士連絡会 新島村栄養士業務連絡会 新島栄養・食生活ネットワーク会議 新島栄養・食生活ネットワーク会議ワーキンググループ	
	神津島村 （神津島支所）	神津島村看護関係者連絡会 保健センター・保健所保健師業務連絡会 神津島村障害者自立支援協議会 神津島村地域サービス担当者会、 神津島村介護認定審査会、神津島村障害支援区分判定等審査会 子ども家庭支援ネットワーク会議 子ども家庭支援センター運営協議会 神津島村要保護児童対策地域協議会 養護教諭部会 神津島村民生・児童委員定例協議会 神津島村特別支援教育推進協議会 神津島村防災会議 神津島村栄養士連絡会 村役場・保健所 神津島における飼い主のいない猫対策に関する 打ち合わせ会 神津島村団体長懇話会	

※保健師関係機関（会議）は91頁（表Ⅳ-8-1）に一部再掲

三宅出張所	三宅村	<p>村福祉健康課・保健所連絡会  三宅村・保健所保健師連絡会  介護保険事業所連絡会  医療連携地域ケア会議  精神科救急体制に関する会議  要保護児童対策協議会代表者会議及び実務者会議  三宅村介護認定審査会  三宅村障害者自立支援協議会  三宅村老人ホーム入所判定委員会  三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部会議  三宅村水資源保全審議会  管内栄養士連絡会（三宅村・御蔵島村合同）  民生児童委員協議会  保健担当者会（養護教諭との連絡会）</p>	※保健師関係機関（会議）は91頁（表IV-8-1）に一部再掲
	御蔵島村	<p>村保健師連絡会  新型コロナウイルス感染症検討会  管内栄養士連絡会（御蔵島村・三宅村合同）</p>	
八丈出張所	八丈町	<p>八丈町・保健所保健師業務連絡会  八丈町介護保険運営協議会  八丈町介護認定審査会  八丈町地域ケア会議  八丈町老人ホーム入所判定委員会  八丈町要保護児童対策地域協議会  八丈町地域包括支援センター運営協議会  八丈町地域密着型サービス運営協議会  八丈町子育て支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会実務者会議）  八丈町健康と長寿の島づくり推進協議会食育推進部会  八丈町障害支援区分判定等審査会  八丈町自立支援協議会  精神保健福祉業務連絡会  八丈島新型インフルエンザ対策連絡会  八丈町教育委員会保健主任会  八丈町立学校教育研究会・保健部会  八丈島栄養士会（八丈町・青ヶ島村合同）  栄養・食生活ネットワーク会議（八丈町・青ヶ島村合同）  八丈町給食センター運営審議会  地下水保全審議会  町立八丈病院運営協議会  町立八丈病院感染症対策委員会  八丈町夏期対策懇談会</p>	※保健師関係機関（会議）は91頁（表IV-8-1）に一部再掲
	青ヶ島村	<p>青ヶ島村・保健所保健師業務連絡会  精神保健福祉業務連絡会  精神関係者会議（精神巡回相談）  八丈島栄養士会（八丈町・青ヶ島村合同）  栄養・食生活ネットワーク会議（八丈町・青ヶ島村合同）</p>	
小笠原出張所	小笠原村	<p>民生委員児童委員協議会  小笠原村地域ケア会議  小笠原村介護認定審査会  小笠原村自立支援協議会  小笠原村要保護児童対策地域協議会及び地区連絡協議会  小笠原健康栄養連絡会  小笠原村保健師連絡会  小笠原村精神科救急患者対策四者連絡会  小笠原村島内栄養士会  島内関係機関による新型コロナウイルス感染症対策会議  おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会  小笠原村障害支援区分判定等審査会</p>	※保健師関係機関（会議）は91頁（表IV-8-1）に一部再掲

## 7 各種関係機関・会議

関係法令及び要綱に基づき、保健所・地域保健医療圏域単位、町村別の会議を下記のとおり設置し、別表(Ⅱ-7-1)のとおり開催した((1)、(2)、(3)の委員名簿についてはV附属機関等名簿参照)。

### (1) 島しょ地域保健医療協議会(総務課所管)

地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図ることを目的に、地域保健医療協議会設置要綱に基づき二次保健医療圏毎に設置されている。平成16年4月、従来の地域保健医療推進協議会と保健所運営協議会とを統合し、本協議会が新たに設置された。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、令和4年度に延期した。

### (2) 島しょ地域保健医療協議会・幹事会(総務課所管)

島しょ地域保健医療協議会がその機能を十分発揮できるよう、協議会を補佐するために、島しょ地域保健医療協議会・幹事会運営要領に基づき設置している。平成29年8月に、従来の幹事会を見直し、要領の一部改定を行った。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、令和3年7月21日にWEB開催とした。主な議事内容は、表Ⅱ-7-1「各種会議開催状況」のとおり。

### (3) 島しょ保健所町村連携会議(総務課及び各出張所所管)

平成29年8月に、島しょ地域保健医療協議会・幹事会運営要領の一部改定を行い、これまで実施していた総務課及び各町村単位の幹事会については、島しょ保健所が保健医療の推進を図る連携会議として実施することとし、島しょ保健所町村連携会議運営要領を制定した。令和3年度の開催日程及び主な議事内容は、表Ⅱ-7-1「各種会議開催状況」のとおり。

### (4) 感染症地域医療体制ブロック協議会(総務課所管)

新型インフルエンザ等の大流行に際して、健康被害を最小限に抑えるために、適切な医療を提供する体制の整備を促進することを目的に、新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱に基づき、ブロック毎に設置されている。令和3年度の開催日程及び主な議事内容は、表Ⅱ-7-1「各種会議開催状況」のとおり。

### (5) 精神保健福祉対策連絡会(総務課所管)

精神科救急が発生した際に円滑な対応を行うために、ルール等の確認や搬送に関わる局内の他部署との連携を図るために、平成23年度より「島しょ保健所における精神科救急連絡会」(所内会議)として発足し、平成25年度からは、島しょの救急事例には欠かせない精神保健・医療課と救急災害医療課の担当者を加えて「精神保健福祉対策連絡会」として設置された。令和3年度の開催日程及び主な議事内容は、表Ⅱ-7-1「各種会議開催状況」のとおり。



各種会議の開催状況（表Ⅱ-7-1）

会議名	開催日	出席者数	開催場所	主な議事内容	
地域保健医療協議会	—	—	—	—	
地域保健医療協議会 ・幹事会	令和3年 7月21日	13名	WEB開催	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成30年度から6年計画）の中間評価について</li> <li>2 課題別地域保健医療推進プランの取組みについて               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域診断を活かした青ヶ島村の食生活改善対策 ～小離島の特性を踏まえた支援～ （平成2年度）</li> <li>(2) 三宅村及び御蔵島村における喫煙状況等に関する実態把握（令和3年度）</li> </ol> </li> <li>3 その他</li> </ol>	
島しょ保健所町村連携会議	大島町	令和3年 10月25日	12名	大島支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成30年度から6年計画）の中間評価について</li> <li>2 その他</li> </ol>
	利島村	中止	—	—	
	新島村	令和3年 11月18日	12名	新島支所	
	神津島村	令和3年 11月24日	9名	神津島支所	
	三宅村	令和3年 11月10日	12名	三宅出張所	
	御蔵島村	令和3年 11月11日	6名	御蔵島村役場	
	八丈町	令和3年 10月19日	11名	八丈出張所	
	青ヶ島村	令和3年 11月12日	—	書面開催	
	小笠原村	令和3年 11月1日	12名	小笠原村役場	
感染症地域医療体制 ブロック協議会	令和4年 1月20日	32名	島しょ保健所 総務課会議室 （WEB併用）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症おけるこれまでの保健所の取り組み</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症のクラスター対応事例について</li> <li>3 新型コロナウイルス感染症の今後の対応について（情報交換）</li> <li>4 その他</li> </ol>	

<p>精神保健福祉対策 連絡会</p>	<p>令和3年 7月20日</p>	<p>26名</p>	<p>島しょ保健所 総務課会議室 (WEB併用)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 島しょ保健所における精神保健福祉対策連絡会について</li> <li>2 各島の精神科医療の現状</li> <li>3 各島における入院支援の実際</li> <li>4 精神科救急対応時の搬送フロー図(基本ルール)の確認</li> <li>5 内地への入院支援を行った事例(新島、三宅、八丈)</li> <li>6 その他</li> </ol>
-------------------------	-----------------------	------------	--------------------------------------	---

## 8. 課題別地域保健医療推進プラン

三宅村及び御蔵島村における喫煙状況等に関する実態把握	
実施年度	開始 令和3年度      終了 令和3年度
背景	<p>○島しょ保健所で平成30年度から6年計画で進めている地域保健医療推進プランの取組のひとつに、たばこ対策がある。望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が改正され、都は6月に東京都受動喫煙防止条例を制定した。これらに基づき、当出張所は島民をはじめ様々な施設の管理者に対して受動喫煙防止のための普及啓発活動を実施してきた。</p> <p>○これまで都民全体に対する意識調査は実施されても、島しょ保健所管内での調査は未実施であり、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例がどれだけ認知されているかを把握する機会はなかった。</p> <p>○今後、より効果的な普及啓発活動を実施するため、当出張所が所管する2村（三宅村・御蔵島村）に居住する20歳以上の住民を対象にアンケートを実施し、実態等の把握を行った。</p>
目標	<p>○管内2村に居住する20歳以上の住民に対してアンケートを実施し、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の内容についての認知状況や喫煙状況、受動喫煙防止に対する意識等を把握する。</p> <p>○東京都が令和3年度に実施した「受動喫煙に関する都民の意識調査（速報値）」（以下、「意識調査」という。）と比較検討し、島しょ保健所における対策や取組の方向性について考察を行う。</p>
事業内容	<p>○管内2村の全戸に配布している保健所だより（秋号）のトップに当アンケート調査の実施について掲載して説明すると共に、アンケート用紙と返送用封筒を挟み、任意提出を依頼した。</p>
評価	<p>○対象者2,322人のうち、471人より回答があり、回答率は20.3%であった。</p> <p>○改正健康増進法と都条例制定の目的が望まない受動喫煙防止と知っていた割合は47.1%であり、都の意識調査は回答選択肢が異なるため参考値となるが77.2%と比べ低かった。</p> <p>○たばこの喫煙率を「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」人の割合としたところ、紙巻きたばこは13.8%、加熱式たばこでは7.0%であった。都の意識調査の紙巻きたばこ17.5%、加熱式たばこ11.0%に比較して、ともに低い喫煙率であった。</p> <p>○島しょ部は、喫煙率が高いたばこ対策が課題と考えていたが結果は逆であった。しかし、今後さらに受動喫煙防止対策を講じるために、本調査で一般都民より認知度が低かったことから、引き続き、普及啓発を進めることが必要と考える。</p> <p>○管内2村においては、本事業で明らかとなった住民意識の実態把握を踏まえて、ターゲットを具体的に絞り、効果的な受動喫煙防止対策を講じていくことが重要である。また、本事業の成果と課題を他の出張所・支所とも共有し、今後も島しょ部各町村で暮らす人たちの望まない受動喫煙を防止できるよう、環境づくりを推進していく。</p>

